

業界レポート
社会保険・社会福祉・
介護事業
産業分類コード 85



リスクモンスター株式会社

社会保険・社会福祉・介護事業（産業分類コード 85）

(1) 市場概要

① 営業種目

- ・児童福祉事業（保育所、その他の児童福祉事業）
- ・老人福祉・介護事業（有料老人ホーム、訪問介護事業、介護老人保健施設、認知症老人グループホーム、特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護事業）
- ・社会保険事業（社会保険事業団体など）
- ・障害者福祉事業
- ・更生保護事業

② 業界規模

総売上高 86兆9,104億円 ※

上場企業数 19社

非上場企業数 47,053社

※ 斯業種においては、「事業活動収入」として表されるが、本書では便宜上「売上高」として表現する。

③ 業界サマリー

斯業種は、公的および民間主体による「社会保険」、「福祉支援」、「介護」サービスを行っており、高齢化社会の進展や社会保障制度の変化に伴い、重要性が増している分野である。市場の中心となる「児童福祉事業」は保育所や託児所、児童相談所などを運営し、「老人福祉・介護事業」は老人ホームの運営やデイサービス、訪問介護などを行っている。

【事業の特性】

斯業種は、高齢者や障害者、児童など社会的支援を必要とする人に対してサービスを提供する背景から、公共性が高く、国や自治体の制度や政策の影響を受けやすい特徴を有している。収入源としては、補助金や公的資金への依存度が高く、介護報酬や福祉施策の変更が事業運営に直結する。また、制度改定時には各種手続きにかかる変更の有無や収支状況の把握も必要となる。斯業種の運営母体としては、非営利法人である「社会福祉法人」や「NPO法人」が多いが、昨今では営利目的法人の参入が増加している。

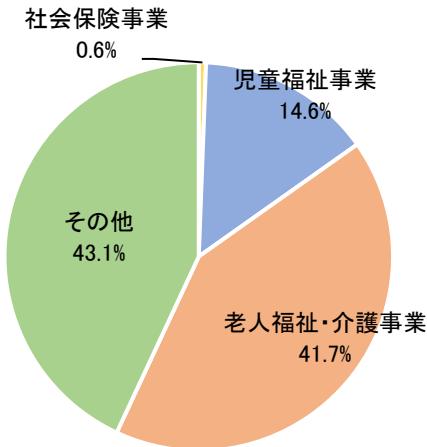
【業界構造】

事業運営において、公的機関と民間業者が関与することから、公共性と市場性の両面を有している。それは、児童福祉事業者の主な収益源が、国や自治体からの補助金や利用者からの保育料収入である点や、老人福祉・介護事業者の主な収益源となる介護報酬が、国民健康保険団体連合会（国保連合会）や自治体が運用する介護保険から支払われる点などに色濃く表れている。

【法律関連】

社会保険事業に関しては、「国民年金法」や「健康・介護保険法」にて高齢期の生活を支える仕組みや医療・介護を受けるための制度が規定されており、児童福祉事業では、福祉サービスの提供や保育所・児童養護施設の運営について「社会・児童福祉法」が関連する。老人福祉・介護事業では、福祉サービスや介護施設運営の提供に「老人福祉法」が関連するほか、「高齢者虐待防止法」なども関連する。

営業種目別生存企業



(出所) リスクモンスターが独自に収集した情報に基づく集計結果

(2) 業界の特徴・商流・収益構造

【業界の特徴】

斯業種は、「福祉・保育」や「介護」サービスを提供し、その対価を受け取るサービス業であるが、斯業種が「社会福祉」という社会の発展に寄与する事業を行っていることや、非営利法人が多く存在する点が通常のサービス業と異なっている。

また、2025年には団塊世代が75歳以上となる背景から、介護サービスの需要は増加が見込まれる一方で、介護職員不足が深刻であるため、待遇改善や職場環境の向上が求められている。

【業態・主な事業内容・特徴】

業態	主な事業内容	特徴
社会保険事業団体	・年金、健康保険、労働保険などの運営・管理を行う機関（健康保険組合や厚生年金基金など）	▶公共性が高い（政府機関、独立行政法人や公的団体が運営） ▶法律に基づき国や地方自治体と連携して事業を開拓しているため、公平性、安定性が高い
保育所	・乳幼児の保育を行う施設の運営	▶働く親を支援するための施設を運営 ▶施設の種類には、「認可保育所」や「認可外保育施設」が存在する
他の児童福祉事業	・児童養護施設や障害児支援施設、母子生活支援施設の運営	▶子どもの健全育成や福祉の向上を目的とした多様な支援サービスを提供する
特別養護老人ホーム	・高齢者・要介護者を対象とした入所型施設の運営	▶公共性が高い（主に社会福祉法人や地方自治体が運営） ▶利用者は原則として、要介護3以上の介護認定を受けた高齢者が対象 ▶公的な施設のため、費用負担は比較的低い
介護老人保健施設	・医療と介護の中間的なサービスの提供 ・リハビリ支援	▶自立支援を目的とした施設のため、退院後の一時的な利用が多い
通所・短期入所介護事業	・デイサービスやショートステイを通じた、在宅高齢者への支援	▶利用者の社会的交流や介護者の負担軽減を目的とした施設
訪問介護事業	・在宅での介護サービスを提供（食事介助、入浴介助など）	▶高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう支援を行う
有料老人ホーム	・高齢者向け居住施設の運営 ・介護など付加サービスの運営	▶居住サービスに加え、食事提供、生活支援、介護サービスの提供などを行う ▶利用者は60歳以上を対象としている ▶利用のためには、入居一時金や月額利用料が必要で高額になりやすく、経済的負担が大きい
障害者福祉事業	・障害者支援施設や就労支援事業所の運営 ・福祉サービスの提供	▶障害者の生活の質の向上や社会参加を支援する

【収益構造】

斯業種における各事業は、公的資金や保険料収入に大きく依存しており、安定した収益基盤を持つ一方で、政策変更や社会情勢の影響を受けやすいという特徴を有している。

斯業種に関連する事業・サービスが多岐にわたるため、市場の中心となる「社会保険事業」、「児童福祉事業」、「老人福祉・介護事業」の収益源について記載する。

「社会保険事業」

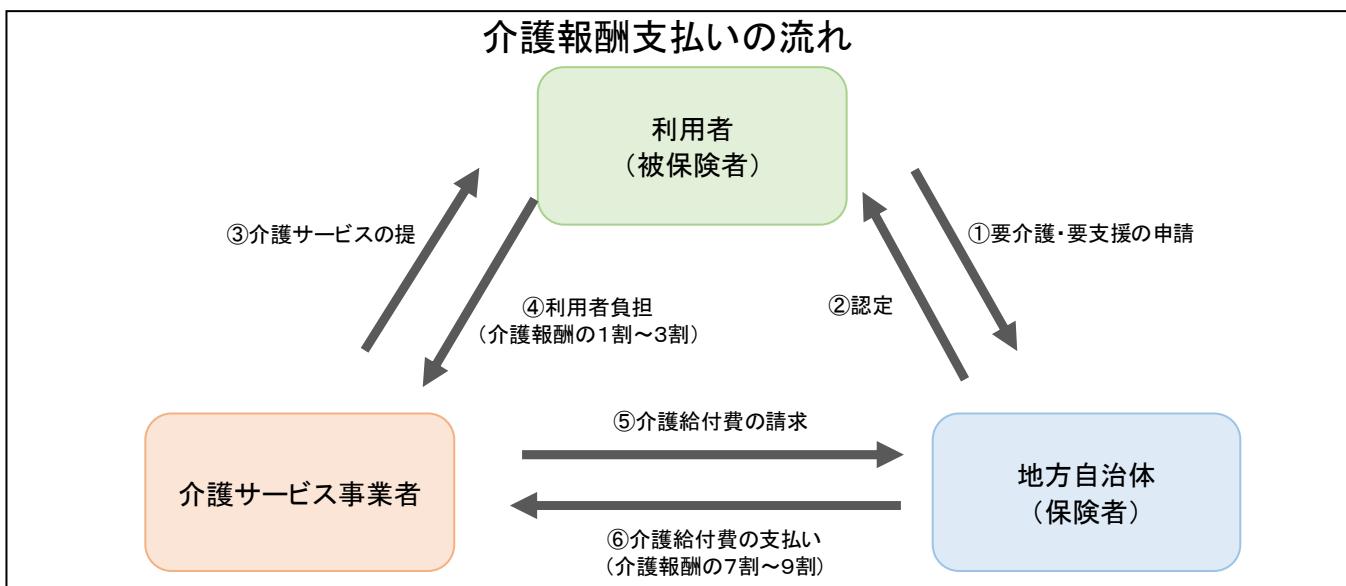
健康保険組合が中心となり行う本事業は、法律に基づく徴収制度により、収益基盤は安定性が高い一方で、国策変更に伴う保険料率や国庫負担割合変更に収益が左右されやすい特徴を有する。収益の中心は、加入者（被保険者）や事業主から徴収する「保険料収入」であり、保険料は、加入者の所得や制度設計に基づいて設定される保険料率から算出され、中でも医療保険や年金保険は財政基盤の中心となっている。また、年金保険や健康保険は国や地方自治体からの財政支援「国庫負担」により賄われ、その他、年金基金団体などは、加入者から徴収した保険料を元本に資産運用を行い、運用益を収益として確保している。

「児童福祉事業」

収益の大部分は、国や地方自治体からの補助金や助成金が占めており、児童福祉や障害者福祉など、公益性の高い事業ほど公的支援が中心となっているが、一部は利用者からの自己負担で賄われており、利用者の自己負担額は、所得のほか、支援の必要性とその理由に応じて設定されている。その他、特に非営利法人が運営する施設では、寄付金や募金、自主事業（製品販売、イベント開催など）も収益源となり、社会的共感や地域貢献意識を利用した資金調達方法が特徴的である。

「老人福祉・介護事業」

収益の中心となるのは、介護保険制度に基づく介護報酬であり、全体の7～9割は国保連合会や地方自治体から支払われ、残りの1～3割は利用者負担となる。介護報酬額は、提供するサービスの種類（訪問介護、通所介護、施設介護など）や提供時間、利用者の要介護度によって決定される仕組みとなっているが、政策変更によって報酬改定が生じると、斯業者の収益に多大な影響が生じるため、関連政策の動向には注視が必要となる。



【財務分析】

斯業種全体の財務指標が存在しないため、中心事業の一つである「社会福祉法人」の財務指標について記載する。

(安全性分析)

社会福祉法人の設立や運営の基礎となる資産は、原則として国や地方自治体からの補助金や助成金、自己資金や寄附金を原資とすることから、「純資産の部」の「基本金」に計上され、また、企業会計では圧縮記帳により収益計上される補助金についても、積立金として「純資産の部」に計上されるため、純資産比率は高くなりやすい傾向を有している。

(収益性分析)

社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないため、利益水準が低いことは大きな問題ではないが、継続的なサービス提供のためには、安定した収益を確保することが重要なため、慢性的な赤字法人には注意すべきである。

売上高総利益率と同義の「サービス活動増減差額率」*や売上高経常利益率と同義の「経常増減差額率」について、2022年度は黒字となっているが、事業環境に変化があれば赤字に転落する可能性があることを考慮しなければならない。

$$\text{※ サービス活動増減差額率} = \frac{\text{サービス活動収益} - \text{サービス活動費用}}{\text{サービス活動収益}}$$

(効率性分析)

売掛債権回転期間と同義の「事業未収金回転期間」は、1.4ヶ月と短期間となっているが、社会福祉法人は、個人を対象としたサービス業であり、売掛取引はほぼ発生しないと推察される。とはいえ、介護や保育に要する設備や備品は恒常的な仕入れが発生するため、事業継続に必要な運転資金の保有状況および、資金調達余力を把握しておくことが重要といえる。

【財務指標】

		社会福祉法人
安全性	純資産比率(%)	73.2
	流動比率(%)	335.9
	当座比率(%)	222.3
	固定比率(%)	105.9
	借入依存度(%)	17.1
収益性	サービス活動増減差額率(%)	2.6
	経常増減差額率(%)	2.8
効率性	事業未収金回転期間(か月)	1.4
	事業未払金回転期間(か月)	2.3

(出所) 独立行政法人福祉医療機構「2022年度社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」

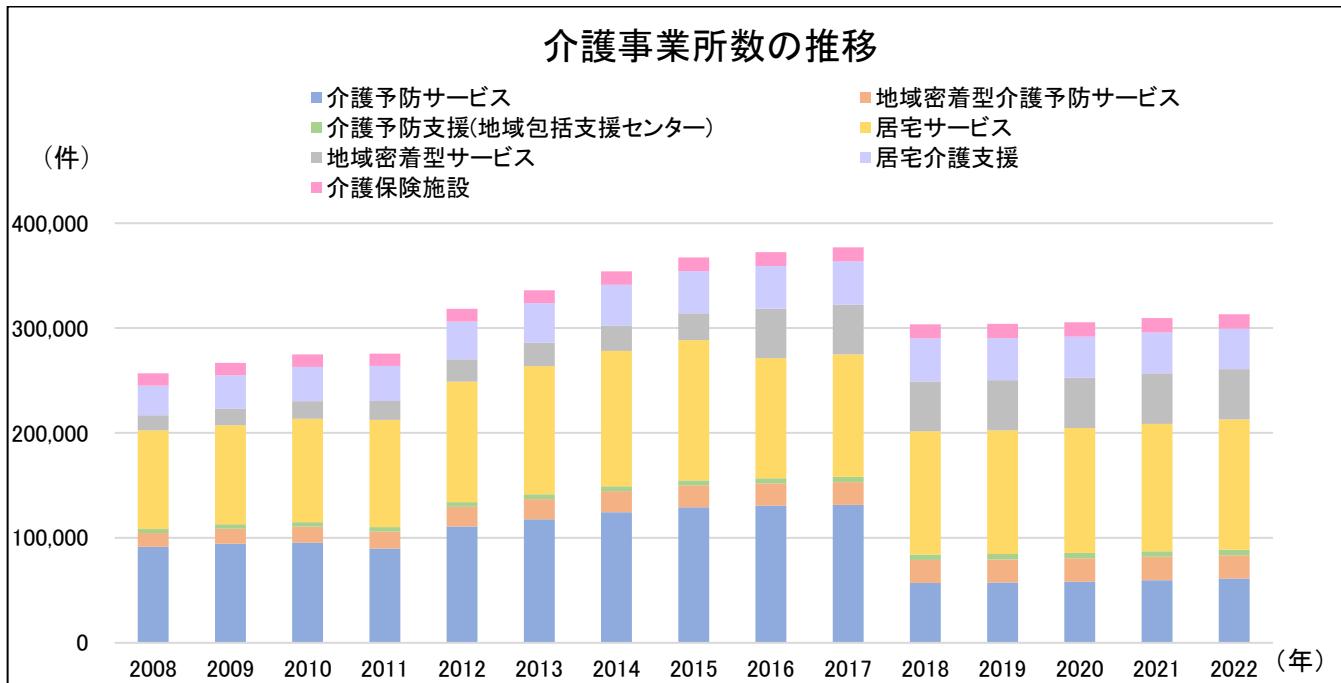
(3) 業界動向

斯業種は、高齢化社会が進む日本において重要な役割を担っており、今後も需要の拡大が見込まれる。

社会保険制度は、医療保険や年金保険を通じて国民生活を支える基盤として機能しているが、近年の少子高齢化の進行により、被保険者数の減少と受給者数の増加が制度維持における課題となっている。この課題に対し、政府は保険料率の見直しや給付水準の調整など、持続可能な制度運営に向けた改革を進めている。

社会福祉事業における老人福祉の分野では、地域包括ケアシステムの推進により、在宅サービスや地域密着型サービスの利用が拡大しており、障害者福祉の分野では、障害者に対する就労支援や自立支援の強化が図られている。

介護事業においては、2025年には団塊世代が75歳以上となり、要介護者数の増加が予測されているなど、高齢化の進行に伴う需要拡大を背景に、事業所数が増加傾向で推移している。しかしながら、介護職員の人手不足が深刻な状況であるため、政府による介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備など、総合的な介護人材確保対策が必須となっている。また、介護保険制度の持続可能性を確保するために給付費の適正化も求められている。



(出所) 厚生労働省「令和4年介護サービス施設・事業所調査」

※2018年において、「介護予防サービス」の集計対象変更に伴い、事業所数が大幅に減少

(4) 与信限度額の考え方

■与信限度額の設定方法

与信限度額とは、取引において自社が許容する信用供与の最大額であり、いかなる時点でも超過してはならないものである。与信限度額は、「必要かつ安全な範囲内」で設定する必要がある。必要な限度額は、取引実態を基に算出し、安全な限度額は、自社の財務体力や取引先の信用力（格付）を基に算出する。

●与信金額（必要な限度額）

実際の取引において、必要となる与信金額。社会福祉法人に対して発生する与信取引としては、設備や備品の販売や継続的なサービス提供での「売買取引」が挙げられ、継続取引における必要な与信金額は、以下のとおり算出される。

$$\text{与信金額} = \text{月間の取引金額} \times \text{回収サイト}$$

取引を行う際には、自社の取引条件が斯業界の平均水準から大きく乖離していないか、確認すべきである。買掛債務回転期間の業界標準値が「斯業界の平均的な支払サイト」を表しているため、「月間の取引金額×買掛債務回転期間の業界標準値」によって、与信金額の基準とすることができる。

$$\text{社会福祉法人に対する平均的な与信金額} = \text{月間の取引金額} \times 2.3 \text{か月}$$

●基本許容金額（安全な限度額）

基本許容金額は、自社の財政がどの程度の貸倒れまで耐えうるかを予め計ることで、自社の体力を超える取引に対する牽制機能を働かせるものであり、自社の財務体力と取引先の信用力を考慮して算出する。一例として、自社の自己資本額に対して、取引先の信用力（格付）に応じた割合を安全な限度額とする方法がある。

$$\text{基本許容金額} = \text{自社の自己資本額} \times \text{信用力に応じた割合}$$

(例：A 格 10%、B 格 5%、C 格 3%、D 格 0.5%、E 格 0.3%、F 格 0%)

●売込限度額（安全な限度額）

販売先において、自社との取引シェアが高くなり過ぎると、自社が取引から撤退することが困難となる恐れがある。そのため、取引先の信用力（格付）に応じて取引シェアに上限を設けるべく、取引先が抱える買掛債務額の一定割合を売込限度額として設定する方法が考えられる。

$$\text{売込限度額} = \text{買掛債務額} \times \text{信用力に応じた割合}$$

(例：A 格 30%、B 格 20%、C 格 15%、D 格 10%、E 格 6%、F 格 0%)

仮に、取引先の売上高情報しかなく、買掛債務額が不明な場合であっても、業界標準値を用いて売上高総利益率（2.6%*）と買掛債務回転期間（2.3か月*）から、以下のように買掛債務額を推定することができる。

$$\begin{aligned}\text{買掛債務額} &= \text{売上高}/12[\text{月商}] \times (1-0.026)[\text{原価率}] \times 2.3(\text{か月})[\text{買掛債務回転期間}] \\ &= \text{売上高} \times 0.187\end{aligned}$$

* 社会福祉法人においては、サービス活動増減差額率を売上高総利益率、事業未払金回転期間を買掛債務回転期間と仮定して算出。

(例：売上高 100 億円・A格の場合：100 億円 × 0.187[買掛債務額] × 30%[信用力に応じた割合] = 5.61 億円)

(5) 与信管理のポイント

斯業種は、公共性が高く、運営法人は社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人であることが多いが、株式会社などの営利目的法人が運営していることも少なくないため、その法人形態によって、財政状況や運営基盤、事業方針に大きな相違が生じうる。

そのため、斯業種に対する与信管理においては、まず、運営法人の確認が重要であり、運営法人が営利目的法人の場合は、どのような事業を主業としているのかを確認する必要がある。主業が「福祉事業・介護事業」でない場合には、周辺事業として収益を拡大する目的での業界参入である可能性があり、本業における事業基盤が乏しいことも考えられるため、業界参入の背景について確認すべきである。

社会福祉法人やNPO法人においては、非営利目的であることが前提のため、政府や自治体から補助金や助成金などを受けることで資金を補填でき、多少の赤字経営であっても事業継続が可能となるが、無計画な経営は資金繰り破綻につながることから、事業計画に関しては、確認が必要となる。

また、逆に社会福祉法人やNPO法人であっても、積極的な人件費削減などのコスト削減を行ったり、補助金支給対象外の設備投資の抑制することで、収益最大化を図るなど、公共性に欠く事業者も存在するため、収支状態や事業方針についても確認すべきである。

介護事業者の場合は、3年に一度実施される介護報酬改定に注目し、収入源である介護報酬の変動を把握する必要がある。2024年度の介護報酬改定率はプラス改定(+1.59%)となり、収益拡大が期待できるが、取引先の主たる収益源が介護報酬に依存している場合、介護報酬の減少は事業継続リスクにつながることとなる。

そのため、施設入所率や、稼働率、利用者数の推移などから収益の安定性を確認するとともに、介護事業以外の自主事業の有無や利用者負担割合など収益の多様性を有しているかを確認することが重要である。また、介護職員の確保状況や離職率を確認し、運営体制の安定性を把握することも重要である。

斯業種においては、介護報酬や助成金の不正受給により、行政処分を受ける場合がある。法令違反などの不正・不祥事によって、介護事業の指定取消処分などが下される事業者も存在するため、取引先のコンプライアンス遵守状況についても確認しておきたい。

【参考資料】

厚生労働省：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」

厚生労働省：「平成30年度公的介護保険制度の現状と今後の役割」

厚生労働省：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」

厚生労働省：「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」

独立行政法人福祉医療機構：「2022年度社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」